

権利擁護・後見サポートセンター ニュース

〒560-0023 豊中市岡上の町2-1-15 電話06-6841-9382

★権利擁護・後見サポートセンターの活動について

権利擁護・後見サポートセンターは、認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が不十分な人に対して、本人の意思決定支援に基づく成年後見制度の利用を促進する中核機関として活動しています。

昨年度は、新型コロナウイルスの影響により研修や講座の中止を余儀なくされた一年でしたが、一方で、センターが受けた成年後見に関する相談件数は前年度に比べおよそ3倍となり、豊中市においてもますます需要が高くなっていることがうかがえます。

また、成年後見制度の普及に伴い、制度・支援を必要とする人が意思決定の中心でいられるためにセンターでは、支援者に対する【意思決定支援】の普及・啓発などに取り組んでまいります。年度内に【意思決定支援】の研修も企画しており、詳細決まり次第ご案内いたしますので、その際はぜひご参加ください。

センターでは随時、成年後見制度と日常生活自立支援事業に関する電話相談を承っておりますので、ぜひご相談ください。



権利擁護・後見サポートセンターでは SDGs

・第4期豊中市地域福祉活動計画(Linkプランとよなか4)の取り組みを推進します

※ 豊中市社会福祉協議会では、第4期豊中市地域福祉活動計画『Linkプランとよなか4』をSDGsに準拠し、地域福祉活動を推進しています。



～ SDGsにおける取組 ～

ゴール3「すべての人に健康と福祉を」

日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を促進することで、安心安全な生活が送れる環境づくりに寄与します。

ゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」

さまざまな専門機関とネットワークを構築するとともに、地或住民と協働して誰もが住みやすいまちづくりを目指します。

第4期豊中市地域福祉活動計画 Linkプランとよなか4

① 一人も取りこぼさない	⑥ 権利擁護体制の構築	『みんなで創るあなただけの今よりもっと幸せに暮らせるまち』を基本理念として共有し、地或福祉の推進のために、公民協働で取り組む為に設置した基本目標を掲げ、表に示した9つの重点プロジェクトを推進しています。その中から⑥権利擁護体制の構築として「地或での権利擁護」「施設での権利擁護」「日常生活自立支援事業」「法人・市民後見」「後見サポートセンター」「死後委任事務・保正人」にかかる活動を推進していきます。
② 排除から包括へ		
③ すべての人に居場所と役割	⑦ パートナーシップで目標を達成	
④ 支えられていた人が支え手になる	⑧ 安定的な財源づくり	
⑤ 新たな担い手の醸成	⑨ 新たな課題への対応	

★親族後見人・専門職の権利擁護弁護士 無料 相談実施中!

親族後見人、福祉・医療の専門職のための権利擁護弁護士相談を実施しています。

毎月第3金曜日 13:00～15:00 (相談時間40分程度) すこやかプラザ2階

(実施日は月によって変更あり。事前にご確認のうえ、ご予約☎06-6841-9382をお願いします)

この相談では主に、親族後見として活動されている方からの法律相談や、相談業務をおこなう関係者関向けの相談窓口として弁護士相談を開設しています。

〔相談例〕

- ① 死後対応 (遺言・遺産相続について)
- ② 親族や第三者による経済的搾取への対応について
- ③ 債務請求 (消費者金融・携帯料金等) の対応について
- ④ 成年後見制度の利用方法 (手続き方法や本人申立て等) について

★日常生活自立支援事業の実績報告

センターでは、判断力が不十分な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者を対象に金銭管理をおこなう「日常生活自立支援事業」を行っています。

昨年度はコロナ禍で訪問をストップした影響もあり、契約件数の減少・利用待機者の増加という状況になりましたが、利用者への対応を適正に継続しつつ、ケースによっては成年後見制度へのつなぎを行い、また、事務処理の簡素化等により、新規ケースへの取り組みをスピードアップし、利用を希望する方へ少しでも早く、支援ができるよう取り組んでまいります。

『令和2年度 実績報告』

契約締結	件数	29件	(前年度：53件)			
終了(死亡・解約)	件数	35件	(前年度：31件)			
年度末利用者数		171名	【認知症等 87名	知的障害等 14名	精神障害等 70名】	
(前年度末利用者数		177名	【認知症等 89名	知的障害等 16名	精神障害等 72名】)	

相談内容別受付状況(件)

表内()は前年度件数

福祉サービス利用援助	417(319)	本事業の問い合わせ	110(6)
日常的金銭管理	1,956(1,074)	成年後見の問い合わせ	64(45)
書類等預かり	1(3)	権利擁護の問い合わせ	12(15)
保険サービス手続き	0(2)	遺言	3(0)
医療に関する手続き	292(220)	財産保全問い合わせ	0(3)
福祉サービスの苦情	0(6)	その他	115(115)
今後の生活設計	262(180)	合計	3,232(1,988)

【市民後見人養成講座】が始まります！！



大阪府では平成23年度より大阪府社会福祉協議会（府社協）が実施する市民後見人の養成講座が毎年開催されています。

豊中市社会福祉協議会は豊中市より委託を受け、養成とその活動支援を行っています。現在豊中市の市民後見バンク登録者^{*}は21名。うち市民後見人として実際に家庭裁判所に選任され、活動している方は4名です。

今年度の養成講座オリエンテーションは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響にともない、例年行っている会場での開催を見合わせ、その代替措置としまして、オリエンテーション動画を一般公開することとなりました。受講をご希望される方は大阪府社会福祉協議会・権利擁護推進室のホームページにアクセスし、「令和3年度市民後見人養成講座オリエンテーション動画配信中」のバナーをクリックしてください。

【動画公開期間：6月12日（土）～7月10日（土）】

<http://www.osakafushakyo.or.jp/koukenshien>

『権利擁護推進室』 検索

★QRコードはこちら ⇒



市民後見人とは…

社会貢献への意欲が高く、成年後見への見識を深めた方が、市民の立場・市民目線を活かして、無報酬で後見活動を行うものです。

市民後見人になるには、特別な資格は必要ありませんが、基礎講習（4日間）・実務講習（7日間）と、施設実習（2日間）を受講し、面接を受けていただく必要があります。

全課程を修了後に、バンク登録となります。